限定承認公告

本籍長野県千曲市大字八幡三〇一三番地、最後の住所東京都杉並区和田一丁目三六番一一号齋藤方　被相続人　亡　宮澤　正清

右被相続人は平成二十九年一月二十四日死亡しその相続人は平成二十九年六月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月三十日

東京都杉並区和田一丁目三六番一一号　限定承認者　齋藤　大武

限定承認公告

本籍名古屋市西区児玉二丁目一八一〇番地、最後の住所名古屋市西区児玉二丁目一八番一号　被相続人　亡　小川　忠雄

右被相続人は平成二十九年二月十六日死亡し、その相続人は平成二十九年六月十五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月三十日

名古屋市西区児玉二丁目一八番三号　限定承認者　小川　善子

限定承認公告

本籍山口県下関市田中町八番地、最後の住所千葉県松戸市五香南一丁目一一番地の一　外岡方　被相続人　亡　鈴木　忠生

右被相続人は平成二十九年三月十四日死亡し、その相続人は平成二十九年六月十四日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月三十日

山口県山口市大内矢田北一丁目八番二四号　相続財産管理人　鈴木　浩文

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年一月二十六日付官報号外第十六号の五十一頁に掲載されています。

平成二十九年六月三十日

東京都港区●●●